

西区ウォーキング事業活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は地域団体が行うウォーキング事業（以下「事業」という。）にかかる経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成事業の対象となる者は、次の各号をすべて満たす団体とする。

- (1) 西区内の住民及び西区内の住民団体により構成された地域団体で、自ら事業を企画・計画・実施するもの。
- (2) 活動エリアが概ね小学校区以上の団体。
- (3) 営利の追求を目的にする団体でないこと。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、地域コミュニティの活性化、地域の魅力資源の再発見、健康づくりの促進及び地域間交流の促進を目的とするもので、次の各号をすべて満たす事業とする。

- (1) ウォーキングのコースは概ね西区内とし、歴史的、景観的及び特徴的等地域の魅力や特色を含んだものとする。
- (2) 参加者は西区の内外から一般に募集すること。
- (3) 神戸市、兵庫県、その他公共団体および公共的団体から補助又は助成を受けていない事業であること。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。
- (5) 法令、公序良俗に反した活動でないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成対象者が当該年度内に実施する事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものを除いたものとする。

- (1) 飲食に供するもの（参加賞等として配布するものを除く）及び打上げ等にかかるもの。
- (2) 領収書がない等使途が不明なもの。
- (3) 備品購入にかかるもの。
- (4) 当該助成事業にふさわしくないもの。

(助成金の額)

第5条 事業に対する助成金の額は、75,000円を上限として、助成対象経費の2分の1以内を区の当該助成金の予算の範囲内で交付する。

(助成金交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、補助金規則第5条第1項に基づき次に掲げる書類を当該助成事業を実施しようとする年度の区長が定める期間までに区長に提出しなければならない。

- (1) 西区ウォーキング事業活動助成金交付申請書(様式1)
- (2) 団体概要(様式2)
- (3) 事業計画書(様式3)
- (4) 収支計画書(様式4)

(交付の決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を補助金規則第6条第1項に従って調査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 西区ウォーキング事業活動助成金交付決定通知書(様式5)
- (2) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前号の調査の結果助成金の交付が不適当と認めるときは次に掲げる書類により速やかに申請者に通知するものとする。

- (1) 西区ウォーキング事業活動助成金不交付決定通知書(様式6)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(助成事業等の変更)

第8条 助成対象事業者は、以下のいずれかに該当するときは、補助金規則第7条第1項第1号に基づき、西区ウォーキング事業活動助成金交付決定内容変更承認申請書(様式7)に変更内容がわかる添付書類を添えて、区長に提出しなければならない。

- (1) 助成予定額を増額すべき事項が生じる場合
- (2) 事業計画内容の変更または助成予定額を減額すべき事項が生じる場合。

2 前項第2号に関わらず、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は軽微な変更として取り扱い、交付決定内容変更承認申請書の提出を省略できるものとする。

- (1) 経費の目的を実質的に変更するものではない場合
- (2) 経費配分の変更をする場合、経費使用の効率化に貢献するものであり、補助目的の達成に支障がないと認められる場合
- (3) 補助事業者等の創意に基づく配分の変更を認めても補助目的の達成に支障がないものと認められる場合。

3 区長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を西区ウォーキング事業活動助成金交付決定変更通知書(様式9)により、助成対象事業者に通知するものとする。

(助成事業等の中止)

第8条の2

助成対象事業者は、補助金規則第7条第1項第2号（事業等の中止等）に掲げる承認を受けようとするときは西区ウォーキング事業活動助成事業中止承認申請書（様式8）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、西区ウォーキング事業活動助成事業中止承認通知書（様式10）により、助成対象事業者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第9条 助成対象事業者は、事業が完了したときは補助金規則第15条に基づき次に掲げる書類によって速やかに区長に実績を報告しなければならない。

- (1) 西区ウォーキング事業活動助成事業実績報告書（様式11）
- (2) 活動報告書（様式12）
- (3) 収支報告書（様式13）
- (4) 領収書等の写し
- (5) 助成対象事業の写真

（助成額の確定）

第10条 区長は、前条の報告を受けたときは補助金規則第16条に基づき助成金の交付額の確定を行い、西区ウォーキング事業活動助成金交付額確定通知書（様式14）により速やかに事業対象事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、補助金規則第16条第3項に基づき前項の規定による通知を省略することができる。

（助成金の請求）

第11条 助成対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、西区ウォーキング事業活動助成金請求書（様式15）を区長の定める期日までに区長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、区長は速やかに助成金を助成対象事業者に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は補助金規則第19条による助成金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を西区ウォーキング事業活動助成金交付決定取消通知書（様式16）により当該助成対象事業者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定より助成金の交付を取消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて助成金を返還させるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は令和5年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は令和7年4月1日から施行する。